

戸籍法の見直しに関する論点（案）

第1 戸籍の公開制度の在り方の見直し

1 戸籍の公証機能と個人情報の保護

2 戸籍の謄抄本等の交付請求

(1) 請求事由を明らかにすることなく交付請求ができる者

(2) 交付請求ができる場合

(3) 交付請求の際の本人確認の実施

ア 本人確認書類

イ 本人確認書類を所持していない場合の取扱い

ウ 代理人・使者の取扱い

エ 郵送請求の取扱い

オ 法人からの請求の取扱い

3 除籍の謄抄本等の交付請求

(1) 請求事由を明らかにすることなく交付請求ができる者

(2) 交付請求ができる場合

(3) 交付請求の際の本人確認の実施

第2 婚姻、離婚、養子縁組等の届出の場合の本人確認の実施

- 1 対象範囲
- 2 当事者の出頭を求めることの適否
- 3 当事者の出頭を求めないとした場合の具体的な本人確認方法
 - (1) 本人確認書類
 - (2) 本人確認書類を所持していない場合の取扱い
 - (3) 使者の取扱い
 - (4) 郵送届出の取扱い
- 4 本人確認ができない場合の取扱い

第3 その他

- 1 必要事項だけを記載した記録事項証明書の活用
- 2 本籍の一部の記載を省略した記録事項証明書の活用
- 3 届書等の閲覧
- 4 過料の限度額の引き上げ